

災害に伴う応急措置の業務に従事した 者に対する損害補償に関する条例

〔昭和39年3月25日〕
〔条例第23号〕

改正 昭和58年3月11日 条例第6号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定に基づき、同法第65条第1項の規定、又は、同条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡、負傷若しくは疾病又は障害の状態となったときは、消防団員等公務災害補償条例（昭和33年条例第5号）の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によりうけた損害を補償する。

附 則 略